

社 労 士

とやま

発行日 令和3年2月 日
発行人 富山県社会保険労務士会
会長 山下 誠
富山市千歳町1-6-18
河口ビル2F
電話 076-441-0432

編 集 富山県社会保険労務士会 広報部

2021年2月 第84号



場所 富山市海岸通 Photo by Masazumi Yamamoto

トピックス ● 新コーナー 「事務所訪問記」



富山県社会保険労務士会



社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨として、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

目次

CONTENTS

社会保険労務士倫理綱領	1	事業報告	14
年頭挨拶 富山県会会長	2	自主研究会だより	16
新年のご挨拶 全国連合会長	3	監事の視点②	22
新年のご挨拶 富山労働局長	4	私のお気に入りをご紹介します	23
新年のご挨拶 富山県知事	5	マラソン同好会活動報告	24
部会だより	6	事務所訪問記	25
委員会だより	8	社労士診断認証制度への取り組みについて	26
支部だより	10	キラリ★勤務社労士～企業・職場で活躍中～	27
富山SR経営労務センター	12	新入会員の紹介	28
(一社)社労士成年後見センター富山	12	事務局だより	29
研修会報告	13	編集後記	29



新年明けましておめでとうございます。

富山県社会保険労務士会
会長 山下 誠

富山県社会保険労務士会会員の皆様並びに関係各位の皆様、明けましておめでとうございます。皆様には健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は、コロナウイルス感染防止対策等による影響から各種の会合・会議の多くが中止あるいは延期となり、お会いする機会を逸する場面が多くあったかに感じております。年が改まったからといって、その辺りが解消されるといった確証もない中での会務遂行となりますが、今年もこれまで同様にお引き立て・お付き合いの程よろしく願い致します。全国社会保険労務士会連合会からも、コロナ禍における社労士の対応などが示されており、当会でもそれに沿った対応を引き続き行ってまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、去年は富山県知事選挙が行われ、3名の立候補者による激しい選挙戦の末、新しく新田県知事が誕生しました。新田新知事は県政への抱負として「真に県民に求められるものを必要な形で落とし込むための方策が大事である。」と発言されておられます。このような基本理念の下、新たにどのような施策や事業が展開されるのか、富山県社会保険労務士会としても大いに注視していきたいと考えております。富山県社会保険労務士会といたしましては、これまでも仕事と子育て両立支援、女性活躍、介護職員キャリアパスサポート事業等富山県が実施する多くの事業に携わってまいりましたが、富山県内の勤労者の福祉の向上と中小企業の発展に資する事業に対してはより一層の協力をさせていただきたいと考えております。また、その過程で事業をより良いものとするため、富山県社会保険労務士会の意見も汲み取っていただければと考えております。

また、コロナ禍において、テレワークが大きく拡大したようにこれまでの働き方を見直し、働き方改革の推進に向けて労働行政との連携を深めるとともに、少子高齢化の進展を見据えて今後とも街角の年金相談センターの運営、年金機構での相談業務等年金行政との協力体制を堅固なものとしていきたいと考えております。

社労士業務については、連合会からいろいろと発信されておりますが、求められる変革の波が押し寄せてきています。まずは電子化。電子証明の取得だけであった時代から、今後はマイナンバーカードの取得の必要性が言われております。また、新たな取り組みとして、社労士診断認証制度の導入、SRPIIの取得等多くの事が求められるようになってきております。連合会理事会、中地協会長会や定例会でも多くの事が話し合われ、必要と思われる事柄については発信しておりますが、まだまだ伝えきれていないと思っております。できるだけ機会を見つけて皆様に積極的にお伝えしていこうと考えております。

政府の方針などを見ても感じるのですが、ここにきて大きな社会の変革期にあると感じます。これまでのやり方が通用しない時代がそこまで来ていると感じるのは極端かもしれませんが、新しいやり方が数多く提示される時代であることは間違いなく、その中のどれかが今後のスタンダードとなっていくことが時代の要請だとすれば我々自身が変わっていかざるを得ないと感じております。新たな手法・取り組みについては、県会でもできる限りサポートできる体制を構築し、多くの会員にご理解いただけるよう進めてまいりたいと思っておりますので、今年も1年間よろしく願いいたします。



新年のご挨拶

—Beyond CORONA：皆でコロナの時代を乗り越えていこう—

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

山下会長をはじめ、富山会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大により、あらゆるものの在り方や考え方が見直され、価値観や生活様式も一変しました。

中小企業・小規模事業者をはじめ多くの企業が未曾有の危機に直面し、依然として確固たる未来が見通すことができない状況が続いております。連合会では、1社でも多くの企業の経営を維持し、1人でも多くの労働者の雇用を守るため、使命感を持って全力で業務に取り組む会員の皆様への支援を、都道府県会のご協力のもと続けているところです。

コロナ禍にあっては、新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労務相談ダイヤルの開設をはじめ、各種助成金等の解説動画の配信などを積極的に推進してまいりました。さらに、新しい日常を見据え、企業の皆様の多様で柔軟な働き方の創造・定着の一助となるべく、「コロナの向こうの新しい働き方」をテーマに、連合会初のウェビナー「Beyond CORONA働き方改革フォーラム」を3日間に亘り開催し、内外から高い評価をいただきました。

急激な変化の真っ只中で迎える本年においても、感染症対策も含めテレワークやWeb会議をはじめとした企業のデジタル化がより一層進み、私達社労士も新たな日常を構築するため、デジタル化への対応が必要不可欠となると考えております。

連合会といたしましては、本年、誰ひとり取り残さないデジタル化として、デジタル強靱化社会に対応する社労士事務所のデジタル化に向けた施策を打ち出していきます。さらに連合会の業務体制につきましても、働き方改革の取り組みとともに、デジタル化の推進を図ってまいります。

また、将来の社労士像を見据え、「使命規定」の創設を手掛かりに、新たな時代に対応する社会保険労務士法の改正に向けて具体的な取り組みを進め、さらに、経営労務監査業務の確立を目指してまいります。

この変わりゆく世界において、変わらない使命を胸に、Beyond CORONAの時代において、全国4万3千人の会員の皆様と社労士会が一丸となって、この難局を乗り越えていきたいと考えております。そのために、連合会は主体となって積極的に取り組み、都道府県会と連携し、「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて歩んでまいりたいと存じますので、会員の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

末筆となりますが、本年が貴会と会員の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

富山労働局長 杉 良太

明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたりまして、謹んで御挨拶を申し上げます。

富山県社会保険労務士会会員の皆様方におかれましては、日頃より富山労働局が推進する労働行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、富山県経済をみますと、依然として新型コロナウイルス感染症により県内企業の事業活動等に深刻な影響が続いており、本県の雇用情勢は、令和元年12月までは1.8倍台の有効求人倍率と全国的に高い水準でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い大きく低下し、令和2年11月時点では1.20倍となっています。こうした中、富山労働局においては、「雇用の維持」を最重点の行政課題として掲げ、雇用調整助成金の活用促進やその迅速な支給をはじめ、様々な取り組みを行っているところです。また、雇用対策としては、今後さらに新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が増加する恐れがあることから、求職者ニーズを踏まえた求人開拓や人材不足分野におけるマッチングの推進を最重要課題として取り組むほか、就職氷河期世代の就職支援についても積極的に取り組んでいるところです。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況下であっても、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進しています。特に、働き方改革関連法により、昨年4月からは中小企業においても時間外労働の上限規制が施行され、また、大企業において同一労働同一賃金に関するルールが施行されているほか、本年4月からは中小企業においても当該ルールが施行されることから、当局では、これらの制度改正内容、各種ガイドライン等について、関係機関への訪問、説明会の開催などへ周知を行い、その円滑な施行を図っております。

また、昨年4月から大企業における労働保険・雇用保険の一部の手続について電子申請が義務化となっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、36協定などの労働基準法等に定められた手続についても、電子政府の総合窓口「e-Gov」から電子申請の利用が可能となっておりますので、電子申請の利用を推奨しています。

社会保険労務士の皆様には、企業からの電子申請に関する相談や助言等電子申請率の向上にご協力をお願いいたします。

これらの各種施策の幅広い推進を図るためには、財政基盤となる労働保険の適正な適用徴収業務の運営も重要であり、このことを含めて社会・労働保険や労務管理の分野で豊富な知見を有する社会保険労務士の皆様の深い御理解と御協力が不可欠であります。

最後になりますが、労働行政に対する格別の御理解と、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍、御健勝を祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

富山県知事 新田 八朗

明けましておめでとうございます。令和3年の初春を皆様とともに寿ぎたいと存じます。

山下 誠会長をはじめ富山県社会保険労務士会の皆様には、日頃から、労働者の福祉向上、労働行政の円滑な推進等に多大なご尽力をいただいております。心から敬意を表し、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、皆様には、感染拡大防止はもとより、雇用調整助成金等の相談支援をはじめ、厳しい状況にある中小・小規模企業への支援に多大なご尽力いただいております。改めて厚くお礼申し上げます。

本県の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、県では、雇用の安定化のため、富山労働局など関係団体と緊密に連携し、経済団体への雇用の維持・確保等の要請や、雇用維持が困難な事業主と人材不足の事業主間の人材マッチング支援、離職者のトライアル雇用による再就職支援などに取り組んでいるところです。

引き続き、県民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先課題として、きめ細かな実態把握に努め、県内の感染状況や経済への影響、国の経済対策の動向等を見極めながら、感染防止対策の徹底や医療提供体制の充実、スピード重視の経済対策などに努め、皆様とともに、この危機を乗り越えてまいります。

また、柔軟で多様な働き方ができる環境整備や長時間労働の是正など、労働者が働きやすい魅力ある職場づくりがますます重要になるなか、県では、「働き方改革推進運動」の展開による県民・事業者の気運醸成、企業への伴走支援型コンサルティングによる改革事例の創出などに努めています。今後、ウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据え、新たなテクノロジーの活用による生産性の向上、テレワークの推進など仕事と子育てを両立できる職場環境の実現、副業・兼業の推進による県内企業における専門性の高い人材活用の後押しなどが必要と考えており、皆様と「ワンチーム」となって、働きやすい職場環境づくり、労働者福祉の向上等に積極的に取り組んでまいります。

皆様には、今後とも、企業の健全な発展と労働者の福祉の向上に一層のご尽力、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本年が富山県社会保険労務士会にとりましてさらなる飛躍の年となりますよう、また、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申しあげまして、新年のごあいさつといたします。

部会だより

総務・経理部

部長 大田 欣和



総務・経理部会では、連合会から各都道府県会にZoomアカウントが交付されたこともあり、今年度後半からZoomを使った部会を複数回行いました。最初は無事部員の皆さんがZoomに参加できるのか心配しましたが、事務局から送付されるチャットワークでの開催案内にアドレスを記載してもらうことで、スムーズにログインできました。タイミングよく被らないように話すことを心掛ければ、参加者同士の意思疎通もそれほど問題なく話し合うことができると思います。開催場所への移動時間も省略できることから、今後は部会等の運営の主になっていくものと思います。今年度は役員改選の臨時総会を行う年度のため、そ

れに合わせて役員選挙に関する規程等や部員等の選出についての規程を見直しました（詳しくは県会ホームページの会員専用ページでご確認ください）。これからも必要と考えられる規程等の変更について、検討していきたいと思えます。

任期も残り数カ月間となりますが、新執行部へ円滑に業務を引き継げるよう会員皆様のご協力をいただきながら、部員の皆さんと力を合わせ本会運営のお手伝いをしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

業務部

部長 三可 剛史



今年度は新型コロナウイルスの収束が未だ見えない中、制限を設けての運営になりました。部会は基本的にはzoomやチャットワークといったツールを活用して行いました。皮肉にもコロナ禍で効率化が進んだ形です。

昨年6月23日開催の年度更新・算定基礎届・雇用調整助成金の研修後の活動として、11月18日に手続き業務の基礎とケーススタディ労働保険編を行いました。これは一昨年に開催した社会保険編に続く形で、普段疑問に思っている手続き業務の悩みを解消してもらう趣旨で、事前に会員から質問を募りそれに答えていただく内容の研修

です。当初からオンラインではなく実際に集まっての研修にすることで進めていました。労働局の講師の皆様にご理解いただき無事に開催でき、今年度初めての集合研修になりました。参加した会員から「やっぱり顔を見ての研修は良かった」とのお声もいただき、オンラインとオフラインそれぞれの良さがあるなど実感しました。

今後の予定としては医療労務コンサルタント研修を予定しております。コロナ禍のなか参加人数によっては次年度以降の開催になる可能性もありますが、残り少ない期間もしっかり取り組んでいきたいと思えます。

事業部

部長 山中 隆善



令和2年度は、富山労働局より医療労務管理支援事業、富山県より仕事と子育て両立支援パワーアップ推進事業、介護職員キャリアパス事業、女性活躍・中小企業支援事業の計4事業、社労士会連合会より働き方改革推進支援事業の専門家派遣事業を受託しています。更に富山県より新型コロナウイルス感染症対応のため、新たに中小・小規模事業者向け相談体制強化事業と、雇用維持・継続のための人事交流・人材派遣支援事業の2事業が加わり、合計7事業を受託しております。

年度当初は活動ができるか危ぶんでいましたが、

連合会の専門家派遣事業は4月より、その他の事業についても順次活動開始となりました。コロナ禍の影響から例年に増して相談件数が多く、推進員の皆様に県内一円を訪問していただいておりますが、推進員各位がお住まいの地域と相談のご要望のある地域が一致しない例が多いことから遠方の相談会場等に赴いていただく場合も多く、大変なご苦勞をおかけしております。今年度も残すところ3か月となりましたが、引き続きよろしくお願ひいたします。

研修部

部長 中川 浩一



研修部では今年度は下半期の活動としては、令和2年10月15日(木)に第2回必須研修会として、あしば社労士事務所の片岡正美氏を講師としてお招きし、テレワークをテーマとしてweb形式でのセミナーを行い、76名の会員の方がオンラインで受講されました。

また今年度は例年行っている新規入会者研修については次年度に延期したのですが、毎年その研修を通じて新規入会者と現役会員との接点生まれ、その後の社労士活動に有意義な機会となっている為、そういった場を座談会という形でオンライン形式により12月11日に開催いたしました。参加された新規入会者にとってこれからの社労士活動に大変参考になるアドバイス等が聞けた座談会になったのではないかと考えております。

そして令和3年1月29日(金)第3回必須研修会として講師に杜若法律事務所の向井蘭先生をお招きし、

同一労働同一賃金をテーマとしたセミナーを行いました。こちらも第2回と同じくweb形式でセミナーになりましたが、webに不慣れな会員は受講することが出来ないのではないかと指摘がありましたので、そういった会員については社労士会会議室でweb画面を見ていただくことになっておりますので、パソコンに不慣れな方は社労士会会議室にお越し下さい。

あと毎年開催している倫理研修については、月間社労士にも掲載されておりましたが、コロナウイルスの影響によりeラーニングで各自会員が研修を受けていただくことになっております。5年に1度の社労士として必要な倫理について学習することとなっておりますので、該当する会員については受講していただければと思います。

広報部

副部長 川向 誠

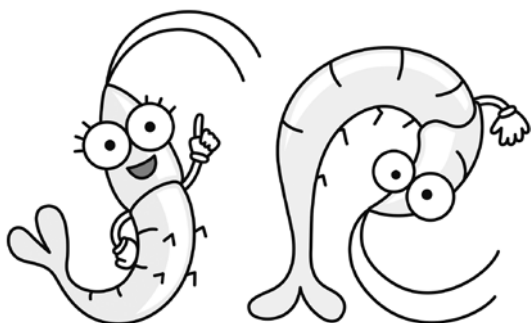


新年を迎え、コロナ騒動も少しは落ち着いていて欲しかったのですが、未だにトンネルの出口は見えない状況が続いております。

ところで、わが事務所の話で申し訳ないのですが、業務で使用中の社労士ソフト(セ〇ズ)は、これまで事務所内のネットワークハードディスク(HD)に保存していましたが、突然HDがクラッシュするかもしれない、また新型コロナの影響等によるテレワークのケースも想定して、事務所以外の場所からでもソフトにアクセスできるように、昨年末、社労士ソフトをクラウドサーバーにあげて、VPN方式(専用回線)で通信しています。初期投資と毎月の回線使用料等は

必要ですが、ネットに繋がる環境があれば、どこでもアクセスできるのは非常に便利です。また毎日、夜中にバックアップしてくれるので、その点でも安心です。実はクラウド移行中、HDがクラッシュして慌てましたが、たまたまバックアップをされていて助かりました。日常業務もいろんなやり方があるとは思いますが、参考になればと思い紙面をお借りしました。

後日談ですが、年明けの大雪で事務所に行くことが出来ず、自宅から社労士ソフトにアクセスすることになるとは、思ってもみませんでした。



富山県社会保険労務士会 非公認キャラクター

『しゃろえび』 (しゃろうし & しろえび)

コンセプトは、
「社労士界(海)の宝石」(富山湾の宝石)
得意なことは、白エビだけに
「ホワイト企業の仲間づくり」
苦手なことは、「ダークな海」

委員会だより

総合労働相談所

所長 湊 恒成



総合労働相談所の昨年の活動を振り返ると、3月ごろからの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、例年行っておりました相談員研修会の中止に始まり、同じく毎年行ってきた富山、高岡2会場での総合労働相談会も中止せざるを得ない状況になりました。

そのような中ではありますが、富山市、高岡市、魚津市で行っております月1回の労働相談は中止することなく開催することができています。

感染防止策を講じて頂いている各市役所の方々、そしてこのような状況下でも相談員としてご協力いただいている相談員の皆様に心から感謝申し上げた

いと思います。

各市町村での相談会は、順調に推移しており、特に高岡市役所の相談会は昨年までは相談者がいない月もありましたが、本年については、労働相談会の認知が広まり、毎月堅調に相談者が訪れるような状況になっております。

今後の予定としては、来年度の相談員の募集及び説明員研修会を開催したいものと考えております。今後とも総合労働相談所の活動にご協力のほどよろしくお願いいたします。

労働紛争解決センター

センター長 大浦 靖子



今年度のセンターの活動として、あっせん制度利用希望者から雇止め等に関する相談が3件ありました。そのうち1件はあっせん申請書を受理しました。相談者の殆どが非正規雇用労働者であり、代理人に依頼できる金銭的余裕のある人はいません。そのような状況で私たちがお手伝いするとすれば、相談者が主張したい事柄を整理してあげることだと思います。

もうひとつの活動として12月15日にADR・労働相談合同研修会を開催しました。テーマはパワハラ防止に絞って、法令編として富山労働局雇用環境・均等

室雇用環境改善・均等指導官の松下かおり様から「ハラスメント防止法等の改正について」、実務編として当会の坂下裕子会員から「企業において求められるパワハラ対策について」事例を交えながら説明いただきました。坂下会員の豊富な経験に基づいたパワハラ対策の事例は大変参考になったのではないのでしょうか。パワハラと同様に労働紛争が起きてしまうと当事者双方にとって相当なエネルギーがかかります。万が一顧問先等で紛争が起きた場合は、代理人や補佐人として支援をしていただきたいと思います。



年金相談センター

新元号「令和」2年目の昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響で当街角の年金相談センター富山でも感染拡大防止を図るため、来訪されるお客様に積極的に相談予約をお願いしてきました。緊急事態宣言発出時は、2班体制で交代勤務するなどして感染防止対策を図りながら相談対応してきました。

現在当センターでは、11名の業務委託社労士が日々交代で配置されていますが、新年からは待望の新規業務委託社労士が加わることとなりました。最近の社労士試験合格者の低倍率傾向や相談業務の複

センター長 中島 幸治



雑化・高度化から容易ではありませんが今後も随時募集していきます。

新型コロナウイルス感染症は第2波第3波と拡大傾向が続いていますが、年金は高齢者や障害者などにとっては生活の支えでもあり、感染防止対策を図りながらも、業務委託社労士及びセンター職員は一致協力して相談業務を続け続けていきます。

皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

教育マネジメント委員会

今年度はコロナ禍により、ワークルール講座の実施数は大幅に減少しました。感染が落ち着いた昨年8月には富山歯科総合学院にて「求人票の読み解き方セミナー」を実施し、学校や学生からワークルール講座が必要とされているのだと改めて感じました。しかし、状況がいつ変わるかわからないため、県内の学校へ向けて、感染防止対策を取り講座を実施することを強調しワークルール講座のPRを行ったところ下記の通り依頼がありました。また、今年度「14歳

委員長 大浦 靖子



の挑戦」を実施できなかった中学2年生への支援としてキャリア教育支援講座の提案もしました。こちらについては数校から問合せがありました。

コロナ禍であっても学生は就職活動をしなければなりません。将来、社会の担い手となる生徒、学生の就職活動や社会人生活が少しでも実り多いものとなるような講座を実施していきたいと思います。



【下半期実施講座（予定含む）】

- 12月14日 富山情報ビジネス専門学校
- 1月22日 富山クリエイティブ専門学校
- 2月3日 富山短期大学幼児教育学科
- 2月19日 富山短期大学食物栄養学科
- 3月2日 富山短期大学健康福祉学科

※活動の詳細は社労士会HPトピックス「教育マネジメント委員会ニュース Vol.10」をご覧ください

支部だより

富山支部

支部長 中川 浩一



次年度は役員改選の年度となりますので、支部役員等の立候補の受付、立候補された新しい役員を選出する臨時総会を12月18日（金）に書面による議決権行使という方法で開催いたしました。

今までは毎回臨時総会の後に、支部会員の新しい年の初顔合わせと交流を兼ねて懇親会を開催していたのですが、コロナウイルスの影響により残念ながら今回は取りやめといたしました。

またそれに合わせて社労士セミナーと題して会員が興味を持ちそうなテーマについて講師を招きセミナーを開催していたのですが、懇親会と同様コロナウイルス感染予防の観点からセミナーは取りやめと致しました。ただ支部の理事会においてコロナウイルスの影響だからと何も

活動しないというのではなく、何らかの会員に向けての支部の活動の方法があるのではという意見が出され、協議した結果オンラインでのセミナーを支部会員へ配信することになりました。

幸い労働新聞社さんの協力を得ることができ、支部会員に対してオンラインで受講していただくセミナーといった方法で11月～1月に5つの講座を配信することと致しました。

今年度はコロナウイルスの影響があったとはいえ、支部としては振り返るともう少し工夫が出来たのではないかなと反省しております。次年度はコロナウイルスの影響も落ち着き、例年通りの支部活動が行えることを願っております。

高岡支部

支部長 中野 清康



高岡支部では、令和3年1月に支部臨時総会と同日開催の研修会を計画していましたが、感染者が増え続ける新型コロナウイルスの感染防止のため、開催の方法を変更しました。

臨時総会は、議案書等を12月下旬に会員に送付し、1月初めまでに返送してもらう書面での議案審議の方法にしました。

研修会については、「新型コロナウイルス感染流行下におけるメンタルヘルス」をテーマに、射水市の木戸クリニック院長・認定産業医の木戸日出喜先生にお願いしました。当初は会場での講演をお願いしていましたが、感染防止を優先するた

め、文書資料の会員への配布という形の研修に変更をお願いしたところ、木戸先生も現状を憂えておられ、この方法を承諾してくださいました。この文書資料は12月中に準備ができましたので、議案書等といっしょに会員に送付しました。

例年ですと年明けに会員交流会と懇親会を行っていましたが、こちらも開くことを断念いたしました。

支部会員の皆様には、通常総会の時と同じような、会員が顔を合わせることができない状態になりましたことをご理解いただきたいと思います。

魚津支部

支部長 山中 隆善



新年あけましておめでとうございます。

魚津支部では、令和2年12月4日に魚津商工会議所にて研修会と支部臨時総会、そして懇親会を行いました。

臨時総会は支部会員数41名中37名（出席者12名、委任状25名）の出席により開催され、魚津支部新役員並びに県会役員案が審議され、可決承認されました。

また臨時総会に先立ち、支部研修として河会員よりe-Gov電子申請、メンタルヘルス対策と助成金についてご講義いただきました。11月に変更があった

ばかりのe-govや、普段あまり耳にする機会のないメンタルヘルス対策関連の情報について分かりやすく解説していただき、とても興味深く拝聴しました。

研修会、臨時総会終了後、8名の参加者にて懇親会を開催しました。久しぶりの懇親会とあって楽しく話が弾みました。皆が気軽に話の出来る場を設けることの重要性に改めて気づかされました。

砺波支部

支部長 三可 剛史



新年あけましておめでとうございます。

例年、砺波支部では砺波労働基準監督署、ハローワーク砺波、砺波年金事務所から講師をお招きして3回の研修を行っています。しかしながら今年度はコロナ禍ということもあり理事会で検討した結果、研修を見送るという判断をしました。会員の皆様に研修の機会が提供できないことは申し訳なかったのですが、オンラインでの研修だと顔を合わせてじっくり話をする砺波支部の研修の良さが半減すると思い、次年度以降コロナが収束してからに決定しました。

自身としては今年度、県の業務部長と砺波支部長との兼任、そしてコロナ禍ということで試練の年でした。しかしそのおかげで事務所の効率化や新しい分野の業務拡大など多くの学びを得た年でもあります。

今後、年度末に向けて支部の活動は特にありませんが、次年度にスムーズにボタンタッチできるようにしっかり引き継ぎをしていきたいと思っております。支部会員の皆様には引き続きご理解ご協力よろしくお願ひします。

新聞広告掲載の報告

北日本新聞 2020年10月16日金掲載

富山支部	高木 光 男	北山 剛子	河 子
池田 勉	高嶋 博	坂下 裕子	錦 木 康
石 秀	高野 薫	嶋 正 弘	高 島 俊 晴
市 容	竹内 進	滝 藤 英 子	高 橋 明 美
今 井 克 也	武 正 志	大 門 光 子	高 橋 芳 雄
梅 原 修 一	立 本 英 子	鳥 内 映 理	浜 住 明 子
江 上 修 一	友 澤 景 子	長 岡 武 司	松 平 照 世
大 浦 靖 子	中 川 浩 治	島 山 拓 明	森 井 信 次
大 橋 健 太	中 島 幸 治	早 川 良 成	山 中 隆 善
岡 本 尚 美	中 村 隆 一	針 木 功 也	朝 田 通 安
片 境 真 美	浜 田 智 奈 子	藤 井 正 博	上 田 由 美 子
金 谷 准 一	堀 田 智 奈 子	藤 井 正 博	上 田 裕 子
金山 順 一	松 村 恵 子	岩 二 口 良 伸	岡 本 富 美 子
上 山 真 也	松 村 恵 子	松 井 治 郎	岡 本 裕 昭
原 嶋 ひとみ	松 村 恵 子	廣 喜 直 子	川 原 美 子
直 谷 正 一	森 田 隆 明	宮 本 敦 子	高 岡 支 部
黒 西 清 夫	森 田 隆 明	若 井 均	野 野 史
小 佐 木 美 子	柳 湖 茂 行	若 井 均	野 野 史
島 谷 裕 美 子	山 口 広 子	若 井 均	野 野 史
杉 本 ま さ 子	四 方 田 祐 輔	若 井 均	野 野 史
	江 藤 正 浩	若 井 均	野 野 史
	加 藤 月 江	若 井 均	野 野 史
	金 谷 裕 一	若 井 均	野 野 史

年2回「社労士」をPRするために、新聞に広告を掲載しています。今回は、10月16日(金)北日本新聞朝刊に掲載しました。多くの会員の皆様にご賛同を賜りまして、まことにありがとうございました。

富山SR経営労務センター

ごあいさつ

会長 前多 悟



昨年は、新型コロナウイルス感染症に端を発し、総会や会議をはじめ仕事の仕方にも大きな変化があり、まだまだ終息が見えない中、経済環境も大きな変換を求められており、その影響は労働保険にも及ぶことは避けられないものと想定しています。

さて、社労士系の労働保険事務組合である当センターは、定款第3条にその目的として、「本会は、富山県社会保険労務士会と連携して、社会保険労務士に社会保険労務士法第2条第1項に規定する事務を委託する企業の健全な発展と委託事業所に雇用される従業員の福祉の向上を図ることを目的する。」としています。そして、その目的を達成するための一つに、クライアントから委託を受けた社労士会員の労働保険関係の事務処理があります。現在コロナ禍にあって、中小零細企業の雇用には大変厳しい状況にあることはご承知のとおりであり、人との距離によって心の距離まで離れてしまわないよう何とか社労士会員の皆さまはじめ一般会員や一人親方の皆さまと共にこの難局を乗り越えていきたいと考えております。

何卒会員の皆さまの引き続きのご支援と、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

富山SR経営労務センター事務局よりお願い

来訪の際は、事前にご連絡ください。

特別加入等書類の受付は、午前中受付は当日手続きとなりますが、午後受付は翌日以降の手続きとなりますことをご了承下さい。



(一社) 社労士成年後見センター富山

理事長 明野 孝史



あけましておめでとうございます。

平成25年11月に(一社)社労士成年後見センター富山が設立してから約7年が経過しました。富山県社会保険労務士会及び会員の皆様には、当センターの運営に対しご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢社会が進んでおり成年後見の必要性が高まっているなか、当社団法人においては、富山家庭裁判所、同高岡支部、同魚津支部等からの依頼により、これまでに成年後見、保佐、補助、未成年後見で69人の方の受任をしております。現在、55人の方について当センターの会員20人が成年後見等の事務を担当していただいています。

成年後見等の依頼件数が増え続けているのも事務を担当されている会員の皆様が真摯に成年被後見人等に向き合い、適切な対応をされているからだと思います。この紙面をお借りして感謝申し上げます。

社会保険労務士が社会貢献する場でもある社労士成年後見センター富山に富山県社会保険労務士会及び会員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

研修会報告

■ 必須研修会報告 テレワークセミナー (研修部主催) 研修部 副部長 中島 武司

昨年10月15日(木)の必須研修会では「感染症対策だけじゃない。本当に取組みたいテレワークのすすめ」と題して厚生労働省委託事業 テレワーク専門指導員 特定社労士の片岡 正美 氏を講師としてZOOMでのライブ配信形式でのセミナーを開催いたしました。

参加者は全員顔出しでZOOMの投票機能、チャット機能、ブレイクアウトルーム機能、ホワイトボード機能等を実際に体験して頂きました。講師の片岡先生も後日SNSで投稿されていましたが、多くの参加者の方が積極的にチャットで多くの質問があったり、ホワイトボードで絵を描いたり、文字を書いたりしてくれて本当にビックリすると同時に有難かったです。

研修の前半は主にZOOMの機能を実際に体験していただき、後

半は片岡先生から実例を踏まえてテレワークの勘所(目的、手段、方法、メリット・デメリット等)を分かりやすく丁寧にお話し頂きました。

今回の研修を機に、会員の皆様がテレワークを実体験した事によってより具体的かつ積極的に、顧問先へのテレワーク導入やZOOMでの会議・面談等の提案が出来るのではないかと期待しています。



■ 研修報告 (業務部主催)

業務部 副部長 森井 信次

去る令和2年11月18日、業務部事業として実務研修を開催致しました。

手続業務について、富山労働局労働基準部労災補償課長 大重 一夫 様並びに富山労働局職業安定部職業安定課地方雇用保険監察官 佐藤 康彦 様に下記の内容でご講義いただきました。

まず労働保険編として、複数事業労働者への労災保険給付及び複数業務要因災害(令和2年9月施行)、精神障害の認定基準一部変更(令和2年6月施行)、新型コロナウイルス感染症関係通達、テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン(令和2年9月施行)などについてご講義いただきました。

次に雇用保険編として、新型コロナウイルス感染

症の影響により離職した場合の手続き、各種手続きにおける署名押印の省略、特定法人への電子申請の義務化などについてご講義いただきました。

中でも、複数事業労働者への労災保険給付について、各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額が決定される改正は、労働時間や賃金が比較的少ない後発事業場での、労災事故に関する給付が低額になるという点を是正したものであります。これは今後の兼業・副業等多様な働き方に対応するものであり、労働者に寄り添った内容となっていると言えます。



この度の研修会は、コロナ禍において事業の運営に細心の注意を払いながらの開催でしたが、リアル会場、後日映像提供など多くの会員の皆様にご参加いただき有難うございました。業務部員一同、御礼申し上げます。

事業報告

■ 働き方改革推進支援事業

派遣専門家 中田 昭

今年度の働き方改革推進支援事業は、企業からの相談依頼、商工団体等の相談会やセミナー派遣、また本事業の利用勧奨など様々な業務を実施しています。

コロナ禍における相談としましては、やはり雇用調整助成金の申請に関する対応が多く、働き方改革の推進という意味ではマイナスからのスタートとなった感は否めませんが、多くの企業・お店でお困りである現実を目の当たりにし、申請していただけるようサポートを行ったことは社会的意義があったと考えています。こうした状況下においても従業員の雇用を守るべく、多くの経営者から既存事業の新たな展開や、新商品開発などに取り組んでおられるお話をお聞きできたことは貴重でした。

最近では、同一労働同一賃金への対応に関する

ご相談も増えてきており、諸手当はもとより処遇制度全体に関することや、何をどこまでやればいいのかといったご質問をお受けすることがよくあります。こうした課題に対し、今後もセミナーやワークショップ、或いは個別相談等の実施により、企業に対してわかりやすく伝えて支援する事業活動を継続していきたいと思っております。



■ 女性活躍・中小企業支援事業

推進員 梅原 敏

1 事業内容

女性活躍推進法が改正され、令和4年4月1日を施行日として、これまでの301人以上の事業主に加えて101人以上の事業主に、女性の活躍に関する行動計画の策定が義務化されたことから、推進員2人（梅原、松林）で策定支援を行っています。

2 活動状況

コロナ感染症の影響で活動が8月からと遅く

なりました。今年が建設業の入札参加資格の更新年であり、計画の策定が入札参加資格の加点になることから、101人以上の事業主に加えて、100人以下の建設業にも計画策定を働きかけました。

今後、1月下旬から2月末にかけて、これまで訪問した事業所を中心に、女性活躍の現状分析を踏まえて計画案を相談し、策定を推進していきたいと考えています。

■ 医療労務管理支援事業

アドバイザー 中濱 肇

医療労務管理支援事業は、主に以下の活動を

- 1 医療労務管理相談（医療機関向け）
- 2 医療機関の訪問（同一機関へ4回まで）
- 3 富山県主催の研修会への参画

相談員6名体制で行っております。

この事業自体は、富山労働局からの受託ですが、富山県医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザーとしても活動しております。

また、年に数回、富山労働局、富山県厚生部医務課、富山県看護協会を交えて打ち合わせ会を開催し、協議を行うとともに情報を共有し一層の事業の推進・普及・発展に努めております。

余談ですが、ある医療機関を訪問していると相手の方が某アドバイザーの小学校の1年先輩であることが分かってその場の雰囲気はすごく和やかになり事業が円滑に進んだとか、別のケースでは病院長も参加されて活発な議論になり訪問事業がより充実したものになったとか、そういう経験も何度かしております。

今は、コロナの影響もあり対面した活動は難しい面もありますが、医療機関を訪問して相手の話を聴くことは社会保険労務士としての知見を深めるものと思っております。

■仕事と子育て両立支援パワーアップ推進事業

推進員 福島 利美

仕事と子育て両立支援パワーアップ推進事業では、推進員3名が次世代法に基づく「一般事業主行動計画」の策定支援のため県内事業所を訪問しています。例年は5月から活動していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、今年は8月からの活動になりました。

8月には富山県民会館にて、富山支部の本林さんに講師をお願いし、感染防止対策を踏まえた策定研修会を実施しました。研修会では、「一般事業主行動計画」の策定・届出のフロー等を学んでいただき、研修会終了後には、個別相談を行い策定に関する理解をいただきました。

推進員は訪問の際には、事業所の現状を把握するための聞き取りを行い、計画策定の支援が必要

な事業所には、実情に沿った行動計画を提案し届出をお願いしています。

今後も計画の策定義務対象企業への周知を行い、策定支援の活動に努めたいと思います。



■介護職員キャリアパスサポート事業

相談員 長田 洋一

介護職員キャリアパスサポート事業（7年目、相談員2名）の活動は、県内の介護事業所・障害福祉事業所を5回程度訪問し、介護保険制度等においてより上位の介護・福祉職員処遇改善加算（5段階から3段階に縮小予定）の算定が可能となるように、キャリアパス基準・賃金制度などの人事制度を整備するための支援を行っています。

当初は介護事業所のみが支援対象でしたが、4年目に障害福祉事業所も対象に加わり、今年度は経験・技能のある職員（介護福祉士資格保持者で原則勤続10年以上）をより手厚く処遇する介護・福祉職員等特定処遇改善加算（2019年10

月施行）の算定についても対象に加わりました。一方で処遇改善加算制度についてはかなり浸透してきており（県内介護事業所での最上位の加算1の算定率は約85%）、いまだ加算1が未算定の事業所に対するアプローチと支援活動はかなり厳しくなっております。

人手不足（厚生労働省の推計では2025年度に約34万人不足見込み）が深刻な介護業界において、定着率向上のため引き続き介護職員の処遇改善を目的とした支援活動を継続していきます。



■中小・小規模事業者向け相談体制強化事業

相談員 佐藤 好久

この事業は、5月中旬に県から急遽業務委託があった雇用調整助成金の相談対応及び労務管理の相談事業です。年度途中の為か、担当者が当初予定の人数集まらず、事務局でも苦勞されたようです。この時期は、新型コロナの影響による経済活動の縮小や助成金に関しても要件変更や書式の変更等があり、相談員も情報収集や確認作業に奔走していました。事業が始まった当初は、ニュース等で報道された為か初日から電話が多数かかって

きて対応に追われました。また、助成金の申請が初めての事業所も多く、書類チェックに何度も訪れた事業所の対応や助成金を貰えるかどうかの確認の電話、来所相談にも丁寧に答えていきました。途中から相談員も3人から2人体制になり、相談件数も始まった当初に比べかなり減少しています。当初事業の予定では3ヶ月でしたが、更新、また更新で1月末まで延長となりました。新型コロナが早く終息し、元の社会に戻ることを切に願います。

■雇用維持・継続のための人事交流・人材派遣支援事業

相談員 松平 照世

この事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用の維持・継続が難しく出向させたい事業主と人手不足等により新たに人材を受け入れたい事業主間で一時的に人材を出向等させることで雇用の維持・継続を図る取組みです。人材受入企業には、成立後10万円の奨励金が交付されます。

①対象者

富山県内に事業所を有する企業

②業務内容

- ・人材融通に係る各種相談
- ・出向等希望企業への訪問活動
- ・奨励金の交付に係る意見書の発行
- ・出向契約書及び覚書、労働条件通知書等のひな型作成

③支援相談員

高野 篤 葛 芳雄 中島 幸治
吉田 基子 松平 照世 計5名

富山県人材活躍推進センター（とやま自遊館2階）にて業務対応にあたっております。

現在の受け入れ希望企業は約56社、出向派遣要望企業は約6社、11月末現在、出向と受け入れがマッチングした企業は6社となっています。

コロナ禍であっても富山県内において人材不足は変わらず、これら企業間のマッチングに関しては、緻密に聞き取りすることや双方の企業訪問等により成功した事例が多いと思います。

自主研究会便り

年金専門研究会

保科 博史

年金専門研究会は、会員14名で構成され、毎年6月～2月の間に6回、第1土曜日の午後1時30分から4時00分まで富山市職業訓練センターで開催しています。

毎回、障害年金の事例を平均2名の発表に基づき進行しております。

当研究会は、障害年金に精通した経験をお持ちの方もいることが特長で、申請のテクニックなど日頃障害年金に携わらない方にも知識が身につくレベルアップに適しております。

本年はコロナ禍のなか3密を避け行われましたが、従来は、親密に議論を交わしております。

私たち社会保険労務士の職務として、当然「障害年金」を

取り扱いますが、実務では専門性が深く不明な点が多くあります。皆様には、当研究会を、わからない事、不明な点を問合せ、確認、勉強する場として利用頂ければと思っています。

今後も、障害年金を中心に議論を進めてまいりますので、是非とも和気あいあいと親交を深め自身の向上、気晴らしの為に参加いただければ幸いです。



年金相談研究会

岡本 尚美



年金相談研究会は、毎月第一土曜日の午前10時～12時まで、会場は原則、偶数月は富山方面会場（富山市職業訓練センター）・奇数月は高岡方面会場（大門総合会館）で行っています。メンバーは、今年度は15人となっており、ベテランの先生から入会間もない先生まで、活動分野も年齢も幅広い研究会です（途中参加歓迎です！）。

毎月担当者が発表するテーマは、年金の分野のみにかかわらず、日頃の業務や活動で経験した内容を共有してもらえ、発表後の意見交換も活発なやりとりがあり、何でも聞き合える貴重な時間になっています。

今年はコロナにより、昼食会と忘年会が実施できず、毎年開催していた年金情報解析研究会と年

金専門研究会の3研究会合同での研修会は実施の見通しを立てることができず、会員同士の交流という点では寂しさがありましたが、通常の定例研究会は感染対策を徹底し欠かすことなく実施することが出来ました。このような時だからこそ、リアルに集い学び合える自主研究会の場を大切にしていきたいと思います。



年金実務研究会

八幡 達人



当研究会は、毎月第1土曜日の午前10時～12時に、富山市職業訓練センターにて開催しています。現在の会員は18名となっています。

研究会では毎月2名の会員に研究発表していただいております。発表内容は年金実務を含め、社労士に関係すると思われる内容であれば何でもOKですが、毎年恒例となっている発表が2つあります。1つは相撲界の社会保険労務についてです。相撲界の労働条件は？給与体系は？社会保険制度は？パワハラはどうなっているの？ どうです、皆さんも一度聞いてみたくありませんか。

もう1つは、確定拠出年金についてです。これを専門にしている銀行勤務の会員に毎回丁寧な講義を受けていたのですが、この方が転勤で富山を離れられることになり、この話もこれまでかと思っていたところ、別の会員により今年も途切れずに引き継がれることとなりました。今年是他に

雇調金、遺族年金、外国人技能実習制度等について議論できました。

さて、今年とはにもかくにもコロナに翻弄された年となってしまいました。職業訓練センターの一番大きな部屋で何とか研究会を開催していますが、介護施設に勤務している会員は今年に会に参加できないようです。また、会の一大イベントである宿泊研修は今年は取り止めました。なんとか来年度はこのようなことがないことを祈ります。



年金アカデミー

中島 幸治



当研究会は、年金マスター及び年金マスターを目指す方を対象として、街角の年金相談センターや各年金事務所等での年金窓口で相談業務に対応できる実務能力を向上・定

着することを目的としています。

毎月の研究会では、年金相談窓口で実際にあった事例や法改正等の情報の内容の検証を行っています。具体的な内容は、通常の老齢年金・遺族年金をはじめ、障害年金・旧法年金・年金記録問題・3号不整合・離婚分割・審査請求・成年後見人制度・企業年金・雇用保険・税金等々毎回多種多様となっています。

令和2年の特徴として、新型コロナウイルス感染症の心理的影響のせいか、繰り上げの相談の増加や、それとは反対に繰り下げ待機中の

方々が繰り下げを途中でやめるといった興味深い現象が見られました。

今後も日々変化する年金制度に対応すべく、実務知識及び相談能力を研鑽していきます。また、年金に興味がある方の参加もお待ちしております。



労働条件検討研究会 (労研 A)

池田 弘

当研究会は原則6～2月の第二水曜日18:00～20:00時に富山県教育文化会館で開催しています。年会費は3,000円となっています。毎月1～2名の方が自主的に選定したテーマによる研究発表を基に、積極的な意見交換を行い、時間の後半は各自の直近のエピソードを中心に色々な質問が発せられ、解決策を討議します。皆さん得意分野をお持ちで、とても頼りになります。

これも会員相互の親睦・コミュニケーションの成せる技とも言えますが、残念ながら今年度は飲みコミュニケーション不足でした。次年度は何とか挽回したいと思います。

また、昨年度に引き続き今年度も業際間の交流を積極的に行っております。6月の初回に保険業界の方から企業向保険を中心に業界のトレン

ドを含め案内頂きました。特に雇用慣行賠償責任保険は参考になりました。近いうちに司法書士を招いての研修も企画しています。

令和3年度は会員数の増強を図りつつ、一味違う研究会を目指したいと思っておりますので、是非ご参加をお願いします。



労使紛争検討研究会

内野 仁作



労使紛争検討研究会（労研B）は、6月から翌年2月までの間、毎月第2火曜日の午後6時～8時に、サンシップとやま又は富山県教育文化会館で開催しています。

1. 当研究会の目的

当研究会の目的は、労使紛争のトラブルを未然に防ぐため、労使紛争の実例や労働相談事例、裁判例などを会員が持ち寄り、労使紛争に至った原因を労使それぞれの立場から分析し、解決策や再発防止を検討しています。

2. 合同研究会

当研究会は年に一回、労働条件検討研究会と合同研究会を開催しています。終了後は合同懇親会を開いています。多士済々な先生方との交流を広げる良い機会となっています。

3. 入会の案内

今年度、開業社労士と勤務社労士の合計2名の

先生が入会されました。私達は、入会された先生にとって有意義な研究会となるように努めています。当研究会は、現在進行形の実例を研究題材とする事もあり、現実の労使紛争を、経営者、労働者、社労士のそれぞれの視点から討議します。大変に面白く、且つ勉強になります。百聞は一見に如かず、と言います。是非入会して頂き、討議に参加される事をお勧めいたします。



新人事トータルシステム研究会

朝田 通安

当研究会は、現在6名の会員で、6月から2月まで、以下のとおり開催しています。

・日時：毎月1回土曜日の午後1時30分から4時に随時開催

・場所：富山市職業訓練センター

県会での自主研究会発表担当は人事制度等に関して、課題図書を設定し、各会員の経験などを踏まえて普段の業務に役立つ実践的な議論をしています。過去の検討テーマとしては、

・等級制度の基本と各種（職能・職務・役割）等級制度への応用

・同一労働同一賃金を見据えた仕事基準の等級基準書と人事・賃金制度への活用などでした。

また、発表担当でない年は、課題は各会員の自由設定で、各会員担当日に議論の題材を提供して参加者とフリーディスカッ

ションをしています。

少人数で開業と勤務会員が半々であり、業務に関するお悩み相談会的な雰囲気も多分にあって（^_^）、とても和気あいあいとした研究会です。現在は、コロナ禍でなかなか実施できませんが、懇親会も随時開催しています。今後も親睦を深めながら、実務能力の向上のために研鑽を積んでいきたいと考えております。



労務診断研究会

泉 衛



当研究会は大浦靖子さんを世話人として、原則奇数月の最終土曜日に行っています。今年は新型コロナウイルスの拡がりから7月からのスタートとなりました。現在会員は11名です。

ここ数年はサイバー法人台帳ROBINSで確認者登録した社会保険労務士だけが行える経営労務診断について研究をしていました。今年は連合会からの新システム「社労士診断認証制度」(企業の労働社会保険諸法令の遵守状況や職場環境改善の積極的な取り組み、企業経営の健全化の取り組みを社労士が毎年確認・診断し、その認証結果を連合会が運営するウェブサイトに掲載。企業は「人を大切にする企業」であることをPRできるとともに、認証マークを企業サイトや名刺等にPRできる。)を資料やウェブサ

イトから研修を進めて、不明な点は連合会に確認しながら行っています。ちなみに「社労士診断認証制度」は優良な労務や職場環境の取り組みの進捗に応じて三種類の認証マークがあります。

皆さんもぜひ顧問先や勤務先に職場環境宣言企業認証マークの取得をお勧めしてください。
※社労士診断認証制度についてはwebサイト「経営労務診断のひろば」をご覧ください。



あっせん実務研究会

高尾 佳子



あっせん実務研究会では、実際に代理人の依頼を受けた時を想定し、会員の中から持ち回りで「申立代理人」「被申立代理人」「あっせん委員」を決め、毎回模擬あっせんを

行っています。

昨年度は『事例演習労働法』(著者:水町勇一郎先生)から事例を選んでいましたが、今年度は、連合会出版の「あっせん事例集」も利用しています。今年度取り上げた事例は、「競業避止義務違反

による退職金減額事案」、「能力・勤務態度不良解雇事案」、「雇止め事案」、「内定取消し事案」です。実際に申立書や答弁書を作成し模擬あっせんを行うことにより、法的問題点は何か・どのように論点を整理するか等、深く考える事ができます。

コロナ禍の中、全国的に解雇・雇止め・内定取消しは増えており、今後も労使間のトラブルは増えていく傾向にあるのではないのでしょうか。

研究会は偶数月の第3土曜日の10時～12時、主に富山市職業訓練センターを利用しています。ご興味のある方は、是非一緒に勉強していきましょう。



民法&労働契約法研究会

初道 勝治

県会で最も歴史のある自主研究会の一つ、「社会・労働政策研究会（政策研）」が前身です。私が入会とほぼ同時期に参加した当時（平成11年）の政策研は、現会員でもある池田悦子先生と小泉先生を含めて6名ぐらいでした。その後、「民法・労働ADR研究会」と統合し、現名称になりました。

現在の会員数は21名、例会は偶数月第四土曜日に開催し、課題について報告・検討や、意見・情報交換等を通して、紛争解決スキルの向上を目指しています。今年度は、会員が実際に労側（地位保全等仮処分申立事件）及び使側（個別あっせん事件）で関係した事案を題材に取り上げています。

紛争解決スキルは、事後的な紛争解決の場面においてのみ役立つものではなく、職場での苦情・

相談等への対応をはじめ日常的な人事労務管理や、紛争予防においても活用されうるものです。今後も会員各自が研鑽を深め、実務に役立つ研究会にしたいと思います。



成年後見制度自主研究会

明野 孝史



明けましておめでとうございます。

成年後見制度自主研究会は、年間5回から6回、奇数月の第3土曜日午前10時から12時まで、主にサンシップとやまで

開催しています。昨年は9月に行われた成年後見センター富山の養成研修も自主研究会としましたので、会員の皆様には成年後見制度について多くのことを学んでいただいたと思います。

研修内容は、家庭裁判所に成年後見等の申立手続き、受任後の初回報告書や1年に1回の定期報告書、被後見人等が死亡したときの終了報告書の記載方法などです。このほか、事務担当者が苦労した話や笑い話もあ

りで、参加された会員の皆様には成年後見人の実務を理解されたのではないかと考えています。

成年後見制度に興味があれば、どなたでも参加できます。

また、成年後見人事務担当者の行う事務は社労士業務ではないので、開業や非開業の会員を問わず、どなたでも行うことができます。



監事の視点！②

監事に就任し早や1年半が経過し、任期も残すところ半年となりました。

監事の最大の仕事は、「業務執行状況はどうか」、「会財政は健全なのか」ということで業務監査と財務監査を行い、業務の改善又は是正措置が必要であると認めたときはその意見を述べることであろうと認識しています。そうした視点から、令和元年度においては、理事会の運営に関する事項や担当部会理事の業務執行に関する事項等について、理事会において意見あるいは総評を述べさせていただき、また、財務監査においては、すべての取引や収入支出が証憑書類、決裁書類、請求書、見積書、領収書等により処理され真実かつ明

瞭に表示されているか、研修費や管理費等経費は適

切に区分されているか、財産の保管管理状態は適切であるか等の財政状況の健全性など確認し、いずれも適正でありました。

残念ながら令和2年度は、ご存知のとおり新型コロナウイルスの影響で、集合や集団行為等『集』の付く行為の殆どが取りやめとなってしまったことから、業務執行状況も右ならえとなってしまったように感じています。財務監査においては、令和元年度と同様、各監事が互いに距離を保って行えるものと思っておりますが、そのころにはコロナが終息に向かっていていることを願うばかりです。



監事 前多 悟

社労士とやま第79号には 当時役員をされていた岩井監事の「監事の視点①」が掲載されており監事の役割について明記されました。改めて会則17条確認すると「監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、理事会に出席して、その職務に関し意見を述べるができる。」とあります。

昨年度初めての会計監査に伴い仕訳伝票、領収書等の帳票類を確認。新米監事としては勝手がわからず、事務局に色々な質問や問い合わせをしながらの作業でしたが何を訊いても直ぐに答えが返ってきました。膨大な業務量ですが日常の伝票処理は丁寧にきちんと保管処理されており、受託事業や一般会計、特

別会計の区分け、複雑な消費税処理など、正直なところ

ここまで徹底して詳細に事務処理されているとは思っていませんでした。収支報告書はこれまで何度も見直し改善されより明確になりました。総務・経理部の尽力、そして前任監事の指導力と発言力の大きさを改めて感じています。

コロナの影響もあり事務局に顔を出す機会がめっきり少なくなりました。新規会員も増えましたが顔も名前も一致しません。このような状況下でどこまでの確な質問や発言ができるのかが今後の課題です。



監事 草嶋ひとみ

私のお気に入りをご紹介します

リレーコーナー

第11回

富山支部 堀田 潤

「17歳萩原 幕下全勝優勝」

平成16年1月、朝刊の運動面に載っていた、中卒たたき上げの若手力士が頭角を現したことを示す大見出しは、私の目に、眩い光を放って飛び込んできました。

当時、大学受験を控え、将来に漠然とした期待と不安を抱いていた私は、1歳年下の萩原に、一方的に自身の未来を託した気分になりました。

萩原は十両を3場所で通過し、入幕と同時にしこ名を稀勢の里に改めました。

忘れもしない平成18年秋場所6日目、私が初めて両国国技館で大相撲を観戦した日、新小結稀勢の里は、結びの一番で全盛期の横綱朝青龍を堂々の寄り倒しで下し、館内に座布団の雨を降らせ、私は興奮と感動ただ震えていました。

社会人になった私は、何事もうまくいかない日々を過ごす中で、大事な一番をことごとく落とす稀勢の里に自身を重ね、ブラウン管の向こうで手に汗を握り取組に一喜一憂していました。「早熟にして晩成」

待望の和製横綱・稀勢の里の誕生は、社会現象を巻き起こしたものの、土俵上での大怪我により横綱としては短命に終わりました。

この引き際も含めて、私は今でも、稀勢の里の土俵人生を思うと、胸が熱くなります。

☆ 次回は四方田祐輔先生をお願いします。



富山支部 渡辺なつこ

射水市役所を右手に見ながら車を走らせること3分、大島小学校の手前にそのお店がある。名前はPARLOR toi toi toi (ドイツ語で「大丈夫、きっとうまくいく」といった意味だ)

お店を知ったのは一昨年末だが、以来、足繁く通うようになった。開店は午前11時で、定休日は毎週月曜日と第二、第四火曜日だ。このお店の食パンが私にとってのお気に入りである。チーズのような酸味と爽やかな後味が口中に広がり一度食べたら、やみつきになってしまった。早い時間帯に売り切れてしまうこともあるので必要なときは予約するようにしている。店主は以前、高岡市末広町でビール専門店を営んでいたが、ビールと共に提供していた自家製パンや自家製ソーセージ、ローストビーフなどが人気で一昨年夏に地元である射水市小林に店を構え、ベーカリーカフェとして移転オープンさせた。ビールはもちろんビール以外の飲み物も充実しており幅広い層から支持されている。射水市まで足を運ぶのが“toi toi toi”“遠い遠い遠い”と思われる方もぜひ一度、訪ねてみてはいかがでしょうか。(ちなみに私は富山市から通っています!)



☆次回は高岡支部の浅倉勉先生をお願いします。

私のお気に入りをご紹介します 第11回

..... 富山支部 堀田智奈子

最近私は料理に興味を持っています。

大根一つをとってみても、今までは種類があること等、気にもしていませんでしたが、青色、赤色、黄色、緑色・・・など色だけでも様々なものがあり、それに伴う栄養や形も様々で、素材に合わせてどんな味付けをするか、また、どんな食材と組み合わせようかと考えるのが毎日楽しみです。

地場産の野菜を基本にして、野菜の味が活かされる組み合わせは、お魚なのかお肉なのか、又は野菜だけの味付けがいいのか、考えをめぐらし、おいしく出来上がった時は友人に自慢したくなります！

もちろん失敗することも多いのですが、成功したときは「どうしたらこんなにおいしく作れたのか？」と不思議に思うこともよくあります。

最近よくできたなと思った料理は“筑前煮”です。昆布だしで野菜が優しいお味になりました。逆に「何でこんなにおいしくないものが出来てしまったのか？」と思ったものは“アクアパッツア”です。お魚の下ごしらえにどうやら失敗したようです。

失敗を恐れず、まだまだこれからもいろんな料理に挑戦していきたいと思っています。

☆次回は富山支部の岡本尚美先生をお願いします。



マラソン 同好会 活動報告

同好会が発足して2年目の今年度は、コロナの影響により活動が思うようにできないまま経過していましたが、秋には同好会初となる練習会を実施し、富山市にある五福公園のジョギングコースで久しぶりに仲間とランニングを楽しみました。

今後も不定期ですが、春と秋に富山や高岡にて練習会を企画していきたいと思えます。また、来年以降、県内でリレーマラソンなどが再開されましたら、メン

バーを募り出場も考えております。メンバーは初心者から上級者まで様々です。練習会や大会もそれぞれのペースで楽しむことを一番考えていますので、日頃の運動不足やリフレッシュ、スポーツを通じて会員同士の交流の場を楽しみたい方、入会をお待ちしています。

レッツ インジョイ ランニング!

連絡先：富山支部 中川・岡本



事務所訪問記

第1回 富山支部の泉秀樹先生編

12月のとある寒ーい土曜日、広報部員2名で突撃訪問。事務所は富山市北新町にある自治労会館ビルの1階です。緊張で震える手で事務所のドアをノックした私たちを優しく迎え入れてくださいました。事務所内は撮影NGとのことですが、広さがちょうど県会の会議スペースくらいで、窓が大きく明るいお部屋でした。

泉先生の『事務所』へのこだわりとしては、仕事をする場所としてシンプルに考え、無駄なスペースは不要、居心地よくするつもりはないとのこと。更に『事務所はお金を産まない』『出かけることで情報が得られやすい』『事務所にアポなし来客があると仕事が中断してしまう』等々キッパリとした方針を語ってくださいました。

そして、矢継ぎ早の質問にもどんどん答えていただきました。

- 質問1** 社労士合格はいつ?…平成5年、開業は平成7年
- 質問2** 事務所開設はいつ?…今の場所が3か所目で、もう10年以上。
- 質問3** 事務所のメンバーは?…事務員さんが一人(ちょっと意外?)
- 質問4** 出身地は?…氷見市
- 質問5** 年齢は?…54歳
- 質問6** 血液型は?…B型
- 質問7** 星座は?…てんびん座(自立心と公平感と優雅さの星座ですね~)
- 質問8** 家族は?…妻と娘2人
- 質問9** ペットは?…2年前から飼っている雑種の犬。(金毘羅参りへの家族旅行の際に出会った縁で徳島から連れてきた保護犬だそう。優しいエピソードです)
- 質問10** 趣味は?…映画と音楽鑑賞、サ道(サウナ道)のことで、いろんなサウナに入ることにハマっているそうです)
- 質問11** 好きな食べ物は?…何でも(アルコールは弱いなあとのこと)
- 質問12** 嫌いな食べ物は?…特になし(強いて挙げるなら鮎寿司だとか)
- 質問13** スリーサイズ…170センチにしといて(多分これは身長ですね)
- 質問14** 好きな有名人は?…思い浮かばず
- 質問15** 社労士になったきっかけ…きっかけはないが事務仕事をしたい(動機はいろいろ話せば長く、また社労士になってよかったとのこと)
- 質問16** 社労士として目指すことは?…時代に合った形で進むこと。また事務所としても、『SRP及びSRPⅡ認証(連合会の社会保険労務士独自の個人情報保護認証制度)』を県内の社労士事務所でも最も早く取得するなど、制度への迅速な対応を心がけている(SRP認

今回より新企画の『〇〇先生の事務所が見たい!』が始まりました。記念すべき第1回は富山支部の泉先生の事務所です。

- 質問17** 一番好きな業務などは?…特にない。オフアワーを断ったことはなく、何とか出来るようにやる。提案や営業は時間も無くしてないが、言われたことをキッチリやるスタンス。
 - 質問18** 使っている業務ソフトは?…セルズ
 - 質問19** 一番好きな法律は?…弱者救済の精神がベースで平等な労災法。(健保法は費用対効果が低く、法の仕組みが好きではないとのこと)
 - 質問20** 一番頑張った仕事は?…今の雇用調整助成金(!)
 - 質問21** 失敗談は?…助成金の締切りなどなど(あ、はい…)
 - 質問22** 今後の夢、プランは?…特にない。最近では自分の仕事の承継について考えることはある。いろいろな紙データを電子化していかないダメだな。
 - 質問23** 家事はしますか?…ゴミ出しはいつもやってくれるよ(え~)
 - 質問24** 標準的な1日の過ごし方は?

8:30	出勤
9時過ぎ	外出
↓	
12:00頃	ランチ
↓	
16:00	事務所に戻る
17:00	トレーニング開始 (この時間帯は自遊館で泉先生に会えます)
↓	
19:00	自宅で家族と夕食 (夕食に間に合うように早めにトレーニング)
↓	
20時過ぎ	自宅でのんびり 又は事務所へ戻って仕事
- 以上、ちょっと意味不明な質問にも笑顔でお答えくださいました。
 泉先生、お忙しい時期にありがとうございました!



社労士診断認証制度への取り組みについて

湊 恒成

2020年4月より全国社会保険労務士連合会が認定する「社労士診断認証制度」がスタートしています。

この制度は、社会保険労務士が企業の労働社会保険諸法令や職場環境改善の積極的な取り組み、企業経営の健全化の取り組みを確認、診断し、その認証結果を全国社会保険労務士連合会が運営するウェブサイトに掲載したうえで、連合会より認証マークが発行される仕組みになっています。

認証マークは職場の環境改善への取り組みのレベルにあわせ3種類に分かれています。

まずは、ファーストステップである「職場環境改善宣言」からスタートし、最も高いレベルの認証である「経営労務診断適合企業」の認定取得を目指すことになります。

「経営労務診断適合企業」の認定基準は、①労務管理関連規程の整備 ②労務関連管理体制 ③帳簿等の調整、保管 ④労働保険・社会保険の4分類、全51項目の診断基準から構成されており、労働基準法等の労働関連法令を遵守できているか否かという観点で診断することになります。

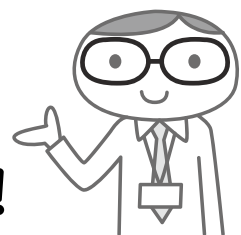
企業にとっては診断を受けることによって、自社の労務管理が適正に行われているのかというチェックを専門家に診断してもらえ、問題点があるときには、何が問題で、どう改善すればよいかという解決策までもが明確になるというメリットがあります。

併せて、くるみん（プラチナくるみん）、えるぼし、ユースエールなどの厚生労働省が認定する制度は、法を上回る取り組みが必要なため、我々社会保険労務士が支援することが多い中小、零細企業にとっては非常にハードルが高く、取得への取り組み自体が難しいケースが多いのに比べ、「社労士診断認証制度」は、あくまでも法令を遵守しているかどうかという観点で診断し、認証されるため、中小、零細企業にとっては非常に取り組みやすい基準になっています。

自社の労務管理を専門家に診断してもらい、改善点を明確にし、改善の取り組みを進め、問題点が解消されることで、自社の労務管理が法令を遵守したものに改善でき、お墨付きである認証マークを付与されるという仕組みである「社労士診断認証制度」は、我々社会保険労務士にとって非常に意義深く、取り組みがいのある業務ではないかと感じています。

企業の「定着力」「採用力」に貢献できる業務として「社労士診断認証制度」への積極的な取り組みを推進していきたいと考えています。

**行政機関において、
社会保険労務士業務を行うときは
ネームプレート着用をお願いします！**



キラリ★勤務社労士 ～企業・職場で活躍中～

平成15年3月1日に社会保険労務士の登録を受けました。現在所属しているサカキ産業株式会社では、本社で7年、高岡で7年、総務・経理の業務に従事してきましたが、社労士として特別なことをしていたかと言えばそれほどではありませんで



写真提供：日本将棋連盟

した。昨年の4月からは関連会社の富山ガス株式会社で総務・経理の責任者となり、現在は日々の業務に追われておりますが、今後は資格を活かして会社により貢献していきたいと思っております。

さて、今年は私生活でも大きな変化がありました。一人娘の未蘭が9月1日付けで将棋の女流棋士となったのです。将棋を覚えた幼稚園のころからの目標でしたので家族一同大変喜んでおります。また、今まで本当に沢山の方にお世話になりましたので感謝の気持ちで一杯です。今年からは白玲戦というとても大きなタイトル戦も新設され、女流棋士にもスポットライトが当てられてきました。アマチュア時代は中学生名人や女流アマ名人3連覇などの実績がありますので、プロとなっても夢は大きくタイトルを目指してほしいと思っております。

野原 克仁



昭和58年4月県庁に就職し、今年で勤務38年になります。社労士試験は平成17年度に合格し、実務講習を経て19年2月に登録入会しました。登録入会13年になります。社会保険労務士という資格については学生時代から知っておりましたが、労働保険や社会保険制度にはあまり関心がなく、県庁に就職しても、特に仕事上関係することも無い時期が続いておりました。社労士資格を取得するきっかけとなったのは、商工労働部の商業流通課に勤務した際、商工会等への人件費補助金を監査する業務を担当し、社会保険制度に対する知識の必要性を痛感したことです。

平成23年に紛争解決手続代理業務試験に合格し特定社労士の付記も受けましたが、県庁での業務において、社労士資格を直接活かす業務を担当することはなく、嘱託職員の採用面接や社会保険の資格得喪の手続きを行ったことぐらいです。現在は、中部厚生センターの福祉課で生活保護業務の査察指導員を担当しておりますが、生活保護受給者の大半は年金収入が無いか極めて少ない者であり、年金制度に関する知識の普及啓発の必要性を感じております。

これまでの県庁における勤務社労士としての業務はあまり「キラリ」としたものとは言えませんが、様々な福祉課題を持った方と接する際には社労士としての知識(年金、健康保険、就労支援等)が役立つことも多くあり、それなりにやりがいも感じております。今後も有資格者の責任を自覚しながら精進していきたいと思っております。

久保 浩之



新 入 会 員 紹 介

- ①所属支部、開業若しくは勤務等
- ②事務所所在地又は住所
- ③入会年月日

の ひろ ゆき 野 博幸

- ①富山支部（勤務等）
- ②富山市城北町
- ③令和2年10月1日



若い頃より職業ドライバーとして働いてきましたが、試験合格をきっかけにして永年住み慣れた世界から転身しました。

労働保険や社会保険に関する規定は企業の運営や市民生活にとっても密着していますが、複雑な規定も多く十分に理解されていない部分もあると思います。そういった部分を分かりやすくお伝えし、働きやすい職場環境をつくる手助けをしたいと考えています。

実務にはまだまだ不慣れですが、自己研鑽に努めて『一人前の社労士』となれるよう励みたいと思っています。諸先輩方のご指導をよろしくお願いたします。

普段は事務所内で仕事をしている時間が長いので、休日に時間ができた時には公園でのウォーキングや最近買った一眼レフを持って気に入った風景を探しに出かけています。

さか ぼやし よし お 坂林 世志夫

- ①高岡支部（開業）
- ②射水市小島
- ③令和3年1月1日



社会保険業務に約30年程、携わって来ていましたが、その際に社会保険労務士の方々に業務に関するお話を伺い、関心を持ったことがきっかけです。

当面は年金関係を中心にお仕事をさせていただきたいと考えていますが、将来的には社会保険、労働保険の分け隔てなく業務ができるよう目指していききたいと思います。

社会保険労務士としてスタートしたばかりで未熟なことばかりですので、よろしければ先輩方にご指導いただきたいと考えております。

総合印刷企画&グラフィックデザイン


AT
有限会社 **AT企画印刷**
AT PLANNING PRINTING

オリジナルウェアの

@Tshirt
アットTシャツ 

ホームページ

アットTシャツ

検索 

本 社 〒930-0138 富山市呉羽町48番地22
小杉営業所 〒939-0319 射水市東太閤山1-11-1

tel.076-427-1533 fax.076-427-1543
tel&fax.0766-57-8211

事務局だより

支部別会員数

(令和3年1月1日 現在)

支部名	開業	法人の社員	勤務等	計	法人数
富山	92	15	60	167	9
高岡	48	3	27	78	2
魚津	27	1	13	41	1
砺波	19	0	6	25	0
計	186	19	106	311	12

会員異動状況

入会者

区分	氏名	支部名	年月日	備考
勤務等	野 博幸	富山	令和2年10月1日	
開業	坂林世志夫	高岡	令和3年1月1日	

勤務等から開業へ

氏名	支部名	年月日
竹川 弘泰	富山	令和2年10月1日

※ 12/15 迄に手続きされたもので作成しています。

あけましておめでとうございます

本年もよろしくお願いいたします。

昨年は、新型コロナウイルス感染防止のため、多くの行事や研修会が中止あるいは延期となりました。そのような中、各部会の努力、創意工夫によりオンラインでの会議や研修会の開催などコロナ禍での新たな社労士会活動の模索が始まりました。事務局もこれまで経験したことがなく、全く手さぐりの状態で業務を進めてまいりました。コロナ禍の状況はなおしばらく続くと思いますが、本年も各分会と連携を密にして会員の皆様の業務に資する活動を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。(事務局)

お願い

事務局就業時間は
8時30分から5時15分と
なっています。

皆様方のご理解ご協力をお願い致します。

編集
後記

顧客先の会社(社員1名)、昨年春から仕事が全くない状態で、毎月、雇用調整助成金の申請を行っていましたが、社長さんがあちこち探して年末に社員の再就職先が無事決まったとのこと。雇調金が役立って、申請のお手伝いをした私にとっても嬉しい出来事でした。社長さんは「良かった!これで会社を閉めれる」と一言。とにかく早くコロナ騒動が落ち着いてほしいものです。
(I'll be back)

2020年度

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

- ・社会保険労務士賠償責任保険
- ・事務組合担保保険(特約加入)
(労働保険事務組合業務賠償責任保険)

- ・サイバーリスク保険(特約加入)
- ・情報漏えい保険(特約加入)

NEW

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。

巧妙な手口で急速に増加しているサイバーリスクへの備えはされていますか？

新発売!
**サイバーリスク
保険(特約)**

最大1億円
までの補償

電子申請化の進展、テレワークの普及などデジタル化の進展にともなって急速に高まるサイバーリスクに対応。不正アクセス(そのおそれも含む)の際の対応費用などを補償。



全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。

業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

保険期間

2020年12月1日午後4時から2021年12月1日午後4時までの1年間
中途加入も受け付けております。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。
*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険およびサイバーリスク保険(特約加入)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細はエス・アール・サービスHPに掲載の保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPの社労士専用ページをご覧ください。)

お問合せ先

●取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

<http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページ

ログインID: 2015sr
パスワード: 4873hoken

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

全国社会保険労務士会連合会



困
っ
た
と
き
は
、
い
げ
ん
、
社
労
士
へ
！

私たち社労士は「人を大切にする」
働き方改革の専門家です。